

公開講演会記録

226事件を振り返って
現代を考える

元オマーン国大使、2・26事件遺族 香田忠維



1. 226事件の概要

1936年（昭和11年）2月26日未明近衛第1師団第1及び第3連隊の将兵1400名余が所謂昭和維新決行のため、元老、重臣などを殺害し4日間首都の枢要地区を占拠した。

事件終息後、勅令21号により設立された特設軍法会議において参加将校の大部分が審理された。この軍法会議は非公開、弁護人なしで外部と遮断された中で1か月余の審理を経て15名が死刑判決を言い渡され7月12日に銃殺により処刑された。また北一輝などの民間人も連座したとして死刑判決を受け翌年昭和12年8月19日に処刑された。

事件についてのさらなる情報は一般社団法人仏心会ホームページ（226事件仏心会で検索）をご覧ください。

2. 裁判記録の一般公開が開始

特設軍法会議は非公開、弁護人なし、上訴なしの所謂暗黒裁判であり、国民に訴える機会を期待した関係者はその機会を奪われた。当該裁判の記録は長らく所在不明であったが、事件から70年余を経た1988年に東京地方検察庁に保管されていることが判明した。

なお敗戦後に連合軍総司令部（GHQ）がこれを押収し分析したと言われ、その後日本側に返還され紆余曲折を経て東京地検に保管されたようである。米国は押

収した裁判記録からこの事件を「民主革命」であったと結論付けたと言われている。さらに新憲法の原案を作成する際に参考にしたとも言われている。

1993年には刑事確定訴訟記録法に基づく刑事参考記録と位置付けられて学者、研究者などの人たちに限り閲覧が許された。

一般社団法人仏心会は法務省と接触し2013年には国立公文書館への移管と一般公開について要望書を法務大臣に提出することとなった。2014年、法務省は226事件を含むほぼ全部の軍法会議の記録を検察庁から国立公文書館に移管する旨公表した。

2017年8月に国立公文書館は226事件をはじめとする軍法会議記録の一

般公開を開始した。

なお処刑された将校の一人である丹生誠忠中尉は遺書に「願はくば我等の真精神、公判の真相を世に伝え給え」と書き残している。

3. 226事件を含む戦前の歴史的評価

現在226事件裁判記録を含めた軍法会議記録ほか戦前の資料が大量に公になりつつある。これには1932年（昭和7年）海軍士官が総理大臣犬養毅を殺害した515事件の軍法会議も含まれている。

さて太平洋戦争の敗者側の責任追及のために極東国際軍事裁判が設けられ、戦前の指導者が侵略戦争を起こした共同謀議に参画した戦争犯罪人として裁かれた。その結果、東條英機元総理大臣（陸士17期）をはじめとする軍人及び226事件後の内閣総理大臣広田弘毅が死刑の判決を受けた。現在国民のあいだでは東京裁判の見方すなわち日本の対外膨張政策は侵略戦争を企てたものであり平和に対する罪として裁いたことに納得がいかないとし、判決が正当であったか日本人自身で検証する必要があるとの機運がある。

日本の膨張政策が始まったのは、日露

戦争後の日比谷焼き討ち事件が始まりとの説があるが、一般的には1931年（昭和6年）9月に始まる満州事変からの見方が多いようである。

4. 226事件の裁判記録から見えてくるもの

226事件は非常に多くの解説、評論ひいては小説、映画などで扱われてきた。これらの中には誤解、歪曲などが見られるので第1次資料である裁判記録に基づいて歴史的評価がなされることを希望する。裁判記録から特に被告人たる将校、下士官ほかこの事件の帮助などで連座した人たちの証言があり、それらから見えてくるものについて以下列挙してみる。

― 蹶起趣意書には第1師団の満州派遣の命令がありその前に国内改革すなわち昭和維新を断行する必要がある、これを阻止する奸賊を芟除すると明記されている。

これを見ても満州との深い関係が見える。

― 国体破壊の元凶たる元老、重臣、軍閥などの芟除を実行したのみと主張している。

蹶起趣意書には3月事件などの「滔天の罪惡」は耐え難いと記述された。裁判

記録には10月事件についても記述がある。

なお元老、重臣には湯河原で難を逃れた牧野伸顕がいる。西園寺公望は直前に目標から外れた。

― 軍閥について。

山県有朋を中心として形成された長州閥が長く続き、これに反発した陸軍士官学校16期の3人がドイツのバーデンバーデンで密約を結ぶ。第1次世界大戦を見た永田鉄山、小畑敏四郎らは軍の近代化、国家総動員体制の確立、長州閥の打倒などを誓った。

226事件の解説では皇道派、統制派とよく解説されるが裁判記録では見あたらない。

蹶起趣意書に見られる3月事件、また裁判記録に言及されている10月事件については、1931年（昭和6年）3月に計画されたクーデター未遂事件及び同年10月に起きたクーデター計画を指す。

その後、1933年（昭和8年）満州国をめぐって国際連盟から脱退し、国際社会から孤立することになる。

1935年には相沢三郎中佐は統制派の首領と見られた軍務局長永田鉄山を殺害した。

― また裁判記録に挿入されたいくつかの手記は軍閥の腐敗を指摘している。

「クーデター」としてはさまざまな計画との批判があるが、クーデターが権力の奪取を意図したものと定義されるならその後の計画があつてしかるべきとの意見に対して、彼らは天皇の絶対的な神聖、權威、大権を侵す意図はなかった。

―論告求刑の中にある「本反乱首謀者は日本改造法案大綱を信奉し、……その企図するところは民主的革命にあれ……」との指摘に参加将校は必死に否定し反論している。

ここに言われる『日本改造法案大綱』は北一輝が執筆したもので「国民の天皇、私的財産の上限、私有地の限度、限度を超える生産業の国有化、労働者の権利、国民の生活権利」などが盛り込まれている。―裁判記録に含まれている栗原安秀中尉の昭和維新論には国内改革と満州経営についての考えが記述されている。人口過剰問題の解決は数々の移民策の挫折を経て満州に進展し必然的に満州事変を惹起し日満経済ブロックの形成、満州においては資本主義の不正、植民地系による搾取は許さずなどの記述がある。

―参加将校の多くは満州での戦闘経験があり、その際に部下であつた徴集兵の多くが過酷な貧困状態にあつた農民層の出身であつた。彼らに対する同情と農村の

救済、農地解放などの改革を断行しないと国家の防衛の義務を果たせないと思ひ詰めた。

―参加将校の多くは幼年学校、士官学校出身者で偏向教育を受けた狂信的天皇主義者との批判がある。丹生中尉のような私と同じ麻布中学校出身者などがおりまた立派な教養の持ち主であつてかような批判はあたらぬ。

5. 戦前を振り返つて現代を考える

現在われわれが抱える多くの問題について226事件を含む戦前の経験から学ぶことは多々ある。「振り返つて現代を考える」は非常に難しいテーマである。

(1) 時代の常識をまず疑ふ

石橋湛山は『東洋経済』誌の主幹として活躍し戦後は通商産業大臣、総理大臣を歴任した。

人口過剰問題については中南米に向かう移民政策や国民を食わせる土地が足りないとの農本主義的主張による対外膨張政策は当時の常識であつた。政策立案の際の与件とも言えるものであつた。これに対して石橋湛山は工業化、貿易振興で増加する日本人を食へさせられると主張

し、移民政策、対外膨張政策に反対した。

満州については板垣征四郎(陸士16期)や石原莞爾(21期)のように「満州は日本の生命線」との認識が当時の常識であり、また国策であつた。これに対し石橋湛山は工業化と貿易振興により4つの島で日本は生きていけるから台湾、朝鮮、満州を捨てよ、満州の根本的対策は中国の統一の動きに沿うべき、中国の主権を否定する満州国設立は中国人のナショナリズムを煽るだけと主張した。大日本主義と石橋湛山の小日本主義の対立である。

現在から見ると石橋湛山の主張は正しかったと評価できるが、当時の常識に対する挑戦であり、ほとんど政治の主流から無視されたと言つてよいのではないか。現代のような時代変化が早い時代になると「今日の常識、明日の非常識」と言われるわけでわれわれの現在持つ常識を見直し反省することが重要になる。

(2) 現代がかかえる問題

―人口問題。

現在は完全雇用を目指す経済政策が目標をほぼ達成し、また少子高齢化の状況を受け人口減少が予測される中で外国人労働者の増加が法制化し、外国からの移民の受け入れの主張が見られる。少子高

齢化に対応してこのような動きが始まったが、石橋湛山は「我に移民の要なし」の評論に「人口過剰の憂いは根拠なき謬想」と移民は複雑にして至難と述べていることに留意すべきではなからうか。

― 貧富格差問題。

226事件の経験から資本主義、特にグローバリズムの結果として世界的に議論されている貧富の格差を放置してはならないとの教訓を学ぶべきではないか。低所得層の存在を放置すると日本に滞在する外国人に対して排外的ポピュリズムの台頭の恐れなしといえず、脱EUで混乱する英国のような国論分断の可能性は否定できない。

― 国際社会との付き合い、自由貿易の仕組みの維持。

戦後の日本は貿易立国をベースとしてきたがその基礎である世界の市場が自国国益優先主義によって閉ざされる懸念を払拭するには国際貿易の枠組みの崩壊を防止することが必要。米国の米国第一は最近の現象ではなくUSTR（米国通商代表）が設けられて以来のことである。

国際捕鯨委員会（IWC）からの脱退は1933年の国際連盟脱退を想起させられる。

― 帰属意識の再検討。

グローバリズムの浸透により日本企業のグローバル化、個人主義の広がりなどにより帰属意識の希薄化が見える。「愛国心」は教育基本法にもられたが国民に十分受け入れられているか疑問なしとしない。

英国に見られるような帰属意識の希薄化を避けるには日本人の統合を常に意識する必要がある。226事件参加将校が残した愛国心は時勢の変化を考慮しても現代のわれわれが再考する手掛かりとなる。

石橋湛山は「われわれのなすべきことは、正しい政治をやることによって、国民が一致して国を愛する方向に努める」と述べているのだが。

― 政治と倫理など。

昭和維新の基本に天皇と赤子、赤子たる万民は平等という主張がある。よって華族制度の廃止、治安維持法の廃止などが見られる。戦前の身分制度の復活はなんとかしても避けるべきではないか。

おわりに

幸運にも226事件の裁判記録の一般公開が開始されたことを契機として多くの方々に関心を持っていただくことがで

きた。この事件を含む戦前の歴史について実証的な研究が進むことを期待したい。（2019年2月7日・公開フォーラム）

筆者略歴（こうだ ただつな）

1944年静岡県生まれ。両親の郷里佐賀県小城に疎開、その後上京。

1963年麻布高校卒業。

1967年東京大学教養学部国際関係論分科卒業。

1967年通産省入省、本省勤務のほか環境庁に出向、その後オランダ大使館書記官、ジュネーブ日本政府代表部参事官、通産省安全保障担当審議官、在オマーン国大使。

その間経済外交、通商政策、電力、石油などエネルギー政策に従事。

退官後東協力センター理事長を経て現在相談役、また一般社団法人仏心会代表理事。